

〇一関工業高等専門学校学生会部及び同好会運営細則

(昭和42年4月1日制定)

第1章 総則

第1条 本細則は、一関工業高等専門学校学生会（以下「本会」という。）規約第31条に基づき、部及び同好会の種類、運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 各部委員会に所属する部の種類は、別表第1のとおりとする。

2 同好会の種類は、別表第2のとおりとする。

第3条 本会規約第44条の規程により、部活動はすべて顧問の指導と助言を受けるものとするが、部員相互が理解協力し自主的に運営するものとする。なお、部活動の中断及び中断中の自主的な活動（以下「休部」という。）又は部活動を再開するときも顧問の指導と助言を受けるものとする。

第2章 顧問及び部長

第4条 各部の顧問は、各部の意見を考慮の上、校長が任命する。

第5条 部長は、部員相互の理解と協調のために部を統制し、部員と顧問との連絡を計らなければならない。

第6条 部長は、やむを得ない事情から辞任を欲するとき、部員の承認を得なければならない。辞任を認められたときは、顧問に連絡し、直ちに後任を決めなければならない。

第3章 入部及び退部

第7条 入部及び退部を希望するときは、入部及び退部届を部長に提出することにより入部及び退部することができ、いかなる者もそれを妨げることができない。届を受けた部長はそれを承認し、顧問に連絡しなければならない。

2 入部を届け出た者が、部活動に長期間参加しない又は部活動に支障を来すと認められるときは、部員相互で協議し、顧問と相談の上、部長は、その者を退部させることができる。

第4章 新設及び解散

第8条 部の新設は、次の要件を満たしている同好会の中から、学生総会及び校長の承認を得て行うものとする。

- 一 継続した活動実績を有すること
- 二 10名以上の活動可能員を有すること
- 三 本校内に活動場所を確保できること

第9条 部の解散は、評議会が活動不可能と認めたときに、学生総会及び校長の承認を得てなされる。なお、評議会は、休部の状態が5年間続いた部の自主的な活動については、部としての活動不可能と判断し、学生総会に諮るものとする。

第5章 部活動の継続及び休部

第10条 部の継続した活動を明らかにするため、毎年12月1日現在の活動状況等について、本会が定めた期日までに次の書類を役員会に提出しなければならない。

- 一 年間活動計画書（12月から来年11月まで）
 - 二 活動報告書（前年の12月から11月まで）及び部員名簿（1年から5年）
 - 三 部員名簿（新年度の活動可能員：1年生から4年生）
- 2 役員会は提出された書類に基づき、部活動を継続するために必要な最低人数を評議会の審議を経た後、部毎に明らかにするものとする。
- 第11条 年間活動計画書及び活動報告書により部の継続した活動が認められないとき又は部毎に明らかにされた最低人数を確保できない見込みの部があるときは、役員会は評議会に報告し、評議会の審議を経た後、校長の承認を得て、部の休部を措置することができる。
- 2 休部を措置された部は、部員相互で協議し顧問と相談の上、休部期間中の活動又は部活動を再開するための活動を行うことはできる。ただし、対外的な活動（練習試合を含む。）をすることができない。
- 3 休部中の部も前条第1項で定めた書類を役員会に提出しなければならない。役員会は、提出された書類に基づき、部活動を再開できるか等の報告を評議会对し行い、評議会の審議を経た後、校長の承認を得て、部の再開を措置することができる。
- 第12条 部に係る運営費の予算要求は、本会が定めた期日（年度当初）までに予算要求明細書を役員会に提出するものとする。ただし、4月の学生総会後に新設された部に係る予算については、本会会計細則に定めるところによる。なお、予算調整の参考資料として毎年4月15日現在の部員名簿（1年から5年）を役員会に提出するものとする
- 第13条 部の運営において運営費以外の支出が必要なときは、部員相互で協議し、部費を徴収することができる。ただし、その場合顧問の承認を要する。

第6章 同好会

- 第14条 同好会の新設は、5名以上の活動可能員が発起人となり、責任者としての教員を置き、活動場所を確保したうえで、学生総会及び校長の承認を得て行うものとする。
- 第15条 同好会は、本会が定めた期日までに同好会継続届を役員会に提出しなければならない。
- 2 前項の届け出がなかった同好会は、解散したものとする。
- 第16条 同好会活動に関わる予算については、部の平均予算の1割を超えない範囲で補助を受けることができる。
- 第17条 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条第1項、第10条第1項、第12条及び第13条の規定は、同好会に準用する。

附 則

本細則は、制定後直ちに効力を発する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年12月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年11月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年10月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年1月29日から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

部

| 部委員会名 | 部 名 |
|--------|--|
| 文化部委員会 | 写真部，化学部，美術部，吹奏楽部，軽音楽部，茶道部，ダンス部 |
| 体育部委員会 | 硬式野球部，ソフトテニス部，陸上競技部，バレーボール部，バスケットボール部，サッカー部，卓球部，柔道部，剣道部，ハンドボール部，テニス部，水泳部，バドミントン部，空手部 |
| 技術部委員会 | 自動車部，機械技術部，電子計算機部 |

別表第2（第2条第2項関係）

同好会

| |
|---|
| ダンス同好会，発明同好会，フットサル同好会，ジャグリング同好会，数理同好会，技術総合研究同好会 |
|---|